

修復的司法におけるコントロール

阿 部 利 洋

1. はじめに：裁決と修復

ふだん自覚することなく従っている無数の社会的ルールのなかには、当事者となることで、改めてその根拠に不思議な感じを抱くものも少なくない。たとえば刑事犯罪はどうだろうか。

近代刑法システムにおいて、それは国家に対する侵害行為であり、被害者に対する罪ではない⁽¹⁾。そこで、法廷では加害者（の代理である弁護士）と国家（の代理である検察官）が争う。被害者は復讐する権利を否定されているだけでなく、「捜査段階では警察の捜査・取調べに振り回され、公判段階になっても証人としての地位しか与えられず、かえって、加害者側の弁護士から徹底的に尋問されることになるのである」（高橋2003：2）。この司法手続きに伴う「二次被害」、さらに結果としてその後の社会生活に支障をきたす「三次被害」が、現行システムの否定的な副産物として認識されてきている。

こうした現状認識から引き出される昨今の論調には、「より一層の厳罰化」と「被害者支援を念頭においた関係修復の希求」への分岐がみられる⁽²⁾。しかし、前者の主張は「被害者の復讐感情を充たすことも配慮するかたちで、刑罰を通じた被害者支援を行うのだ」と進められることもあり、両者の関係はいくぶん複雑ではある。他方で後者の志向を代表するもののひとつとして、修復的司法（restorative justice）と呼ばれる試みがアメリカ、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア等いくつかの社会で現実化

⁽¹⁾ 「被害者は国家であり、個人ではない」（ゼア2003:86）。もっとも、高橋（2002:149）は「日本はそういう近代法の民刑分離思想——国と加害者の関係を扱う刑事、被害者と加害者の問題を扱う民事——をかくなく維持してしまったというところがある」と述べ、欧米のシステムでは実際には民刑が完全に分離していなかった点を指摘している。

⁽²⁾ この分岐を、刑事司法システムに対する「国家制度」観と「行政サービス」観のせめぎあい、としてみることもできる。（Johnstone 2002: 70）など。

されつつある⁽³⁾。アパルトヘイト後南アフリカの過去処理政策がこの種の活動に連なるものとして理解されることもある⁽⁴⁾。

修復的司法の大まかな把握としては、「犯罪によって生じた対立の和解に焦点を置くことで、被害者と加害者の関係を改善し、同時に再犯予防を期待する試み」というものである。ただし、現在のところある一定のプログラムを限定的に指す用語というよりも、加害者中心のパラダイムで構成されてきた近代刑法の枠組み——応報的ないし懲罰的司法 (retributive justice) ——に対するアンチテーゼとして位置づけられているようである⁽⁵⁾。修復的司法の基本的前提を応報的司法との対比から再確認するならば、応報的司法が「どの法律に違反したのか、誰がそれを行ったのか、加害者はどのような報いを受けるべきなのか」という問いをめぐって繰り返されるのに対して、修復的司法は「誰が傷ついたのか、彼（女）らは何を必要としているのか、この状況の利害関係者は誰なのか、解決策を見つけるために利害関係者が関わることのできる手続きはどのようなものか」といった問い（ゼア 2003：8）を追求する、ということである。

本稿の目的は、このような修復的司法プログラムに関して、とりわけその要をなす対面状況における告白行為・対話過程を社会的に分析することである。より具体的には、プログラム遂行の現場にはたらいっている特有のコミュニケーションのありようについて、社会的なコントロール概念を用いて明らかにすることである。これを「どのような相互作用メカニズムが見られるのか分析する」、と言い換えることもできる。

修復的司法に関する邦語による論考の多くは、制度化する際の現実性（例：日本社会に

⁽³⁾ 日本においても、2004年3月にNPO法人・被害者加害者対話支援センター（理事長・前野育三）が発足し、具体的活動が始まっている（URL: www.vom.jp）。ただし本稿では、すでに活動と研究の蓄積が見られる欧米のプログラムに限定して考察する。このように限定することは調停プログラムの要である対話（交渉）や告白（主張）といった要素に関する文化的特性を捨象することであり、そこに本稿の限界もある。邦語で参照できる各国における修復的司法の紹介や報告については、以下。オーストラリアについて（フィッツジェラルド 2001）、ベルギーについて（太田 2001）、タイについて（染田 2003）、ドイツについて（高橋 2003）、イギリスについて（守山 2002）。

⁽⁴⁾ 1994年の政権交代後、人種差別政策と結びついた過去の暴力犯罪を、直接裁かず、証言公聴会と特赦をつうじて扱う試みがなされた（真実和解委員会 Truth and Reconciliation Commission of South Africa）。その実践形態には刑事司法の分野で論じられる修復的司法とは異なる側面も多いが、南アフリカ国内の論調には、とりわけ和解の理念と、「対立していた人間関係の再構築」という観点から restorative justice（修復的）として理解する声も大きかった。現在、正義和解研究所 Institute for Justice and Reconciliation 所長を務めるビラ＝ビセンシオ Charles Villa-Vicencio の論考（1999）（2000a）（2000b）（2002）等を参照。

⁽⁵⁾ たとえば、類比されるプログラムが国によって異なる名称を与えられていることや、英語でも mediation, reconciliation, restoration, restitution等の表現が互換性のあるものとされていることが参照される（河合 2004: 319-20）。また、「在来型ではない犯罪対応の手続きとそれを要件とするシステム」全般を包括する呼称として修復的司法（リストラティブ・ジャスティス）をみなす論者もある（渥美2002）。

適合するのか、かえって被害者の二次被害を増大させるのではないか、少年司法に限定すべきではないか等)や犯罪者観の違いに端を発する対立(例:厳罰化すべきか更正策を工夫すべきか等)をめぐるものが多く、現場で展開されるコミュニケーションや人間関係の特質に目を向けるものは少ない。この点で、本稿の問題設定は社会的なアプローチによる当該テーマの独自の理解を目標とするものでもある。

2. 修復的司法の取り組み

2-1. 時代背景

このような司法プログラムが注目されると同時に要求されてきた背景としては、先に述べた加害者中心的な(とみなされもする)パラダイムに対する違和感の他にも、以下に述べるような現実がある。

まず、被害者支援の文脈において、刑罰が被害者の精神的回復に寄与するという考え方への反発が見られる(Johnstone 2002: 69)。たとえば自ら誘拐・監禁事件の被害者となったドイツ人社会学者レームツマReemtsmaは、上述の考え方は被害者のトラウマの理解を誤っていると語る(高橋 2003: 38-39)。被害者によって現行刑事政策に対する受容度や刑事罰を遂行する公的機関への信頼度、さらに被害による精神的影響が異なり、トラウマの症状の現れ方に個人差や予測不可能性がある⁽⁶⁾ことを考え合わせれば、これは妥当な理解であろう。また「加害者中心的なパラダイム」については、税金の使途という現実的な問題として、被害者の権利保護よりも加害者のそれ——国選弁護人や留置所・拘置所における食料等——に多く割り当てられる事実が指摘されている(同上: 157)。これに、司法サービスの受給者である被害者市民の多様なニーズに応えるべきではないかという視点(同上: 156)を付け加えることができる。

累犯率の高さも、「刑務所は加害者を更生する目的にそうものなのか」という典型的な疑問とともに問題視されつづけている。「刑務所内の人間関係は暴力に訴える姿勢を一層内面化させる」、「加害責任が自覚されにくいばかりでなく、長期間の隔離生活のなかでゆ

⁽⁶⁾「危険がすぎて長時間がたっても、外傷をこうむった人はその事件を何度も再体験する。それはあたかも事件が現在くり返し回帰してくるかのようである」(ハーマン 1999: 52)。「外傷に関連した特異症状は時間がたてば消退するらしいとはいっても、事件の何年後になっても、もとの外傷を思い出させるきっかけがあれば復活してくる力を持っている」(同上: 71)。

がんだ自己正当化が図られやすい」⁽⁷⁾、「刑務所内でサバイバルする術を身につけてしまえば、再び刑務所へ戻ることは脅威とならない」といった刑事罰への批判的視点（ゼア 2003：41-48）を参照することができる。こうしたまなざしの先には、「裁判所は社会規範を教え、維持する場所であると考えられているが、実際に彼らが教えるのは、人々は単純な二分法によって評価されるという隠れたメッセージである」（同上：74）という皮肉な現実理解が控えている。

時代的な趨勢として、刑務所人口の増加と収容コストの問題を見逃すことはできない。平成13年度版および16年度版犯罪白書によれば行刑施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）の収容率はこの13年間で約30%も増加しており、定員超過による過酷な収容状態が繰り返し訴えられている⁽⁸⁾。国際的にも似たような状況の中で、修復的司法を擁護するニュージーランド人警察官は「刑務所の中で二人の受刑者を一年間収容する費用は、ニュージーランド国内で唱導されている修復的司法のプログラムの多くの費用を十分にカバーすることができる」（コンセディーン・ボーエン2001：121）、とコスト面からのメリットを強調する。

さらに受刑者と人種格差の相関関係を指摘する声もある。現行のシステムには科刑の段階で人種・民族的バイアスが介在する可能性を否定できないという見方であり、ニュージーランドにおける先住民マオリの犯罪率にはこうした側面が顕著であると言われる（同上：43, 136）。とくに植民地支配を経た社会の中で、かつて被支配者側におかれていた人々が自らの文化的独自性を（場合によっては再帰的に）固持するため、近代刑法の手続きに積極的に参加しようとせず（「身を引き」）、有罪率を引き上げてきた可能性について触れておくこともできる（同上）。

以上、従来「忘れられた当事者」とも言われてきた被害者の立場、刑事罰と更生という根本的な問題（累犯率）、それに経済不況の時代におけるジレンマ（犯罪者数の増加と公的予算の低下）等を取り上げることで、修復的司法がリアリティを獲得する時代背景を見てきた。このような文脈を踏まえることで、このテーマが必ずしも理念突出型の問いかけ

⁽⁷⁾ 「刑務所はそうするための多くの時間と力を与えるのだ。加害者は、自分のしたことは大したことではない、被害を受けるのは「当然だ」、誰だってやっていることだ、保険会社が損害の世話をしてくれるだろう、などと信じ込むようになる。（…）多くの加害者は、自分がひどい扱いを受けたと感じるようになる（…）それゆえ、被害者の苦境よりも、自分自身の苦境を中心としてものを考えるようになる」（ゼア 2003: 47-48）。

⁽⁸⁾ 以下の資料より。（法務総合研究所 2001: 75）および法務省ウェブページ [<http://www.moj.go.jp/PRESS/041129-1.html>]（2004年12月10日）。また、新聞紙上では、収容者によるけんか、不眠による眠剤の要求、「スシ詰め」を嫌がり故意に違反をして懲罰独房へ移動させられることを望む収容者の存在などが頻繁に指摘されている。

ではないことを確認できるだろう。

2-2. 史的経緯

ここで、近時、修復的司法という呼称が指してきた事例のおおよその輪郭を把握するために、国際的な広まりとその推移について、簡単に触れておきたい。

修復的司法プログラム（ないしパラダイム）がユニークであるとされる点は、和解（人間関係の修復）という理念とともに、加害者と被害者が直接対面する過程に求められる。本稿の冒頭で取り上げたように、近代刑法において刑事犯罪は加害者と被害者の問題ではないので、そこに人間関係や心的効果を想定する要素は特殊な立場を与えられるのである。けれども、しばしば指摘されるように、当事者間の調停や和解を通して犯罪処理を行うこと、その過程で関係者を含めて当事者同士が対面すること、それ自体は世界各地で連綿と続いてきた共同体のルールとでもいうべきものであり、新奇なものではない。そういう意味では、修復的司法の理念と手法がもつユニークな性格は、現在主流の司法システムの中で位置を占めてきたところに見出されるのである。

現在のところ、修復的司法の端緒として参照されるのは、1974年にカナダのオンタリオ州キッチンナーで行われた「被害者と加害者の和解プログラムVictim Offender Reconciliation Program (= VORP)」である。22件の器物損壊罪に問われた二人の少年の処遇について、メノー派のボランティアが被害者たちとの対面・交渉を提案した。裁判官は当初「それは無理」という反応を示していたが、最終的には被害者との対話を命じ、保護監察官の協力も得ながら被害者らとともに被害弁償を協議することになったのだった（ゼア 2003：162）。アメリカでは、1977年から78年にかけて行われたインディアナ州エルクハートの試みが端緒とされている。アプローチやプログラムの名称は違うにせよ、1996年の時点では289団体がVROPプログラムを実施している（法務総合研究所 2000：23）。「ほとんどのVORPのケースは裁判所からまわされるが、警察からまわされてくるプログラムもある。被害者、あるいは加害者がはじめから接触を図る場合もある。訴追を回避するもの（ディヴァージョン）として扱われるケースもあるだろうが、アメリカの「古典的」方式では、裁判所から回付されるプログラムがほとんどで、そこでの合意が判決の全部または一部として判断されることになる」（ゼア 2003：162, 165）。

アメリカとともに修復的司法の具体例が取り上げられることの多いニュージーランドの場合、1989年に政府が若年犯罪者に対する家族集団会議Family Group Conference (= FGC) を導入した。「これは、以前の施設収容の福祉モデルから、犯罪者の責任と、家族

に権限を与える司法モデルへの急進的な変更であった」(コンセディーン・ボーエン 2001:27)。ニュージーランド方式の特徴は、そのプログラム名称に家族という言葉が用いられているように、被害者・加害者それぞれの身内や友人などが、当事者の弁明や解決策の模索に力を貸すかたちでプロセスに参加する点にある。オーストラリアでは、1990年に入ってから全ての州でこの方式が採用されている(高橋 2003:131)。

他方で、やはり90年代に発展してきたドイツの和解プログラムは(和解よりも)損害回復に力点を置くものであるとされるが、成人事件や暴力犯罪にも適用されている。「和解の調整段階では第三者の存在は必ずしも必要ではなく、調整機関の担当者が、その状況を逐次確認すればよいという点、被害者が和解を拒否した場合にも、加害者の和解への努力が量刑に反映する点、被害者の意思と関係なく、加害者に損害賠償や公益労働を働きかける点など」にその特徴がある(同上:129)。

こうした時代的な動向に対応して、EUや国連などの国際機関もここ数年の間に、実験的プロジェクトや各種ガイドラインの作成に着手し始めた。1999年にはEUが「被害者・加害者の和解および修復的司法のヨーロッパ・フォーラムThe European Forum for Victim-Offender Mediation and Restorative Justice」を創設した。国連は、2000年の「犯罪防止と犯罪者の処遇に関する第10回国連犯罪防止会議」で採択した「犯罪と司法に関するウィーン会議 Vienna Declaration on Crime and Justice」の中で修復的司法に言及し、それを受けた国連犯罪防止刑事司法委員会が修復的司法の定義を行っている(同上:82-83)。

このように、修復的司法パラダイムの現実化とプログラムの発展はここ20年ほどの間のできごとであり、その呼称のもとに多様な形態が混在している現状を見て取ることができる。萌芽期にあるプロジェクトに対しては、「定義・分類して限定するよりも、まずは多様性を認めよう」とする声に伴うのが常であり、修復的司法も例外ではない。それでも、上に取り上げた事例の中にいくつかの傾向や力点が読み取れることも確かである。ここでは、その傾向を「被害者と加害者の和解(あるいは調停)VOR(VOM)」、「家族集団会議FGC」、「損害回復」の3点から整理する。便宜的に上記の事例を対応させるならば、初めものはカナダやアメリカ、次のものはニュージーランドやオーストラリア、最後のものはドイツ(やオランダ)の試みが、それぞれ参照されるカテゴリーである。各々の違いとしては、調停員と加害者・被害者の3者関係が基本的前提とされるVOR(Umbreit 2001:63)型、グループ内で——または共同体の文脈で——被害者と加害者の立場が再構築されるFGC型、和解という要素が組み込まれているが場合によっては対面せず、公益労働による解決の余地も残す損害回復型、ということになる。もちろん、必ずしも地域特性

と行われる形態が合致しているというものではない。アメリカのミネソタ州やカリフォルニア州では、VORの取り組みがFGC的な要素を含むコミュニティ司法の方向で展開されていたり、FGC方式がそのまま活用されたりしている。しかし、活動形態の多様性に対してある程度の図式的な把握を行う有効性もあるだろう。次章で扱う具体的事例は、この区分ではVOR型とFGC型に相当する。

3. 修復的司法におけるコントロール——社会学的アプローチによる一考察

邦語による修復的司法関連の論考のほとんどは、刑事政策・少年司法・被害者支援に焦点をあてた犯罪（社会）学ないし法（社会）学の分野に集中している。そのような論考の特徴としては、修復的司法をめぐる制度や実践の順機能（と想定・期待される側面）に着目する傾向がつよいということである。論点としては、加害者の社会復帰、被害者の心情的な癒し、矯正効果と守秘義務の関係、新たな社会統制への懸念、等があげられる（渥美 2002）（太田 2000）（細井 2003）（守山 2002）。そこでは、たとえばアメリカやニュージーランドでこの理念を唱導してきた代表的理論家や研究・実務拠点にはキリスト教会関係者が多いという事実や、調停員を養成するトレーニングの際にどのような価値観が参照されているのか、といった問いかけ（Johnstone 2002：ix）は捨象されがちであるように思われる。

この章では、もとより多岐にわたる修復的司法の全体を網羅する分析を行うわけではないが、アメリカとニュージーランドで行われてきた具体例を参照しながら、プログラム遂行の現場におけるコミュニケーションの特質を考察する。その際に切り口となるのが、社会学的なコントロール概念である。

ここで言うコントロール概念は、宝月（1998）（2004）による最広義の定義にのっとり「人々の行為・状況を特定の望ましい方向に導く意識的な作用」（1998：1）ないし「権力作用や影響力を伴い、相手や状況を一定方向に誘導する作用」（2004：157）として把握する。そこではまた、こうした定義を「上からの」直接的な働きかけ——社会統制・管理や逸脱者の制御——としてのみ捉えてはならない点にも注意が促されている。「コントロールの概念にはもともと自らの手で社会をつくりかえる作用も含む豊かな内容を有していたこと」（宝月 1998：8）を見逃してしまうからである。さらに、「互いに協力してほころびた「状況の定義」を繕う」（同上：21）行為や「魅力的な状況を示すことで相手から特定の行為を引き出す」（宝月 2004：157）行為、その他さまざまなレトリックや印象操作まで概念の射程に収められていることを考えあわせると、コントロールという視点は問題

状況におかれた当事者性を検討するための有力な切り口であることが再確認されるだろう。

3-1. スティグマ回避

修復的司法を正当化する有力な論拠として「再統合恥づけreintegrative shaming」論がしばしば取り上げられる (Braithwaite 1989) (Young and Gool 1999)。この議論を提起したブレイスウェイトは、「恥づけ」には、加害者にスティグマを与え、コミュニティから排除するタイプの恥づけと、加害行為は非難するが、謝罪と赦しを通して再び加害者をコミュニティに迎え入れるタイプの恥づけがあると考え。恥づけは「危険なゲーム」 (Braithwaite 1989: 12) だが、それにもかかわらずスティグマ化に至らない恥づけは可能だとするのである。宝月はブレイスウェイトの視点を「レイベリング論の強調する烙印の影響、すなわち予言の自己成就によって逸脱がエスカレートするのを回避するため」のコントロールとして捉えている (宝月 2004: 97)⁽⁹⁾。この点では、修復的司法は、逸脱研究の基本テーマのひとつ、「人々は逸脱に対していかなる反応を示し、何をするのか」 (同上: 5) に対応する同時代的な分析対象であるといえる。

ところで、恥づけという行為には、元来スティグマ化のニュアンスが込められているようにも思える。ブレイスウェイトが「危険なゲーム」と呼ぶ恥づけ行為のステップはどのように進むのか、次に見てみたい。

まず、恥づけは赦しによって縫合されねばならない。再統合恥づけがスティグマ化の恥づけと異なるのは、「赦しによる時間的限定 (区切り) と、その限定された恥づけの時間を親愛と敬意によって維持しつづける努力」 (Braithwaite 1989: 101) が想定される点である。ある論者が儀礼として理解するように (Johnstone 2002)、この議論は被害者の赦しという象徴的行為による時間的な区切りを前提にするものである。

次に恥づけの最中にはどのような事態が展開するのかに目を向けよう。

「FGCは、恥のこのような積極的な活用を提供する。悪行を批判する影響力は、家族のサークルの中では絶大なものである。被害者の面前で恥をかかせることはむしろ屈辱的だが、仮に祖父母のいるところで被害者と対面して恥をかくとしたら、非常に屈辱的であろう。それでも加害者は家族の一員なのだから、FGCは加害者の人格的価値を肯定しよ

⁽⁹⁾ 実際問題として、ニュージーランドの修復的司法プログラムに回付された加害者の前科記録は残らない (コンセディーン・ボーエン 2001: 87-88)。

うと励ましも与える。報告によれば、家族の者たちは、加害行動に対して失望や憤慨を表すけれども、罪を犯した若者の本来の価値や才能までは否定しないものだという。家族として力を合わせ、討論を重ねるうちに共同戦術が生まれてきて、その討論の過程で、加害者に事態健全化のための責任を自覚させ、支援されているという実感を得させるようになっていく（…）さらに、事案の結果の確定に家族が関与することで、それがうまくいった場合には、家族自身も、他人事ではなく自らのこととして問題を感じ取るようになる。これによって、合意が実行されるときには、家族は励ましや支援をいっそうするようになるだろう」（ゼア 2003：267）。

ここには、（とりわけFGCの場合）恥づけの対象が「加害者共同体＝身内や仲間」にまで拡大するために恥のプレッシャーが分散し、かつ恥を修復するための弾力的なフィードバックが生じるさまが描かれている。また、FGCで家族が果たしていた役割（の一部）をコミュニティの人々が担う「量刑サークル」⁽¹⁰⁾での加害者の立場も参照できる。ユーコンの先住カナダ人コミュニティを担当するある判事は次のように語る。「コミュニティは、加害者に対し［しばしば］このように言う。「君は『悪い』ことをしたが、『悪い』人間ではなく、すばらしい素質だったたくさんあるし、それを伸ばせるのだ……」。愛、関心、支援、自発的な赦しなどを量刑手続に注ぎ込みさえすれば、たいていの加害者の態度や行動に深く影響を及ぼすはずである」（同上：269）。FGCのケースで取り上げたように、ここでも加害者に対する支援をどのように表明し、共有できるかが、恥づけから再統合へのステップを保証するものとして示されている。

ここでいまいちど宝月（2004）の指摘を振り返ってみると、そこではブレイスウェイトの再統合恥づけアプローチがレイベリングの悪影響を回避するものとして位置づけられていた。しかし「悪い行為をした良き人」（ブレイスウェイト）として加害者をみなす（べきであるとする）場には、逸脱を助長するような悪しきレッテルではないかたちの「他者の類別化」（宝月1998：30）も働いている。そしてこの見方は、さらに「相手に一定の役割を付与して、その役割にふさわしい人物として扱うことで、相手から実際にその役割にふさわしい態度や行為を引き出す戦術」（同上：20）を想起するとき、上述のケースから読み取れるコミュニケーションの特質を理解する一助となるだろう。

⁽¹⁰⁾ 「量刑サークルのいくつかの方式は、量刑原案を作ると同時に、コミュニティ規模の原因や問題に取り組むための場を提供する。量刑サークルでは、加害者、被害者（あるいはその代理人）、支援グループ、コミュニティの利害関係者らを一堂に集め、どのような原因が、なぜ起きたか、どう処理すべきかについて討論させる。（…）FGCに比べると（…）多数のコミュニティの人々が出席するため、相当大がかりなものとなる」（ゼア 2003：268-9）。

再統合恥づけ論から正当化される修復的司法の現場では、逆レイベリングと呼べるかのような対他的コントロールが重要な要素となっているのである。そして、ブレイスウェイトが「危険なゲーム」と前置きしているように、このコントロールは必ずしも予定調和的なものではないことも確認されるのである⁽¹¹⁾。

3-2. 発言権の行使と感情表出

前節で取り上げた再統合恥づけアプローチは、FGC方式のプログラムでより効果を期待できるものであった。それに対して、VOM（VOR）方式のプログラムには心理療法的なルーツや傾向が指摘されている。

VOMプログラムの調停員を研修する際には、加害者の心的変化のステップを想定するよう強調される（Johnstone 2002：116）。アメリカ・ミネソタ州のグループ⁽¹²⁾で用いられている調停の手引には、セラピスト・クライアント関係の重要性を強調する心理療法との相同性が語られている（Umbreit 2001：6-7）。そして、当事者以外の部外者が対話に関与することを禁じている。「調停は被害者と加害者の間のものなのだ。（…）（プロセスの初めに：引用者注）互いの役割を宣言することで、互いが、問題を解決する唯一の参加者であることが約束される。（対話の過程に：引用者注）親など部外者の関与を認めてしまえば、被害者と加害者の責任意識は減るだろう」（ibid.：63）⁽¹³⁾。これは先述のFGCと大きく性格を異にする部分である。ある種の閉じた空間を構成する志向がうかがえる。

しかし、そこでは同時に調停と心療との違いについても触れられており、調停者は心理療法の経験を必要としないことや、このプロセスは記憶の独白ではなく、動的な対話であることが指摘されている（ibid.：7）。これに、このプロセスを通じて、被害者のみならず加害者も癒される必要がある、とする見方を加えることできる（ゼア 2003：52, 58）。

ここで前出の調停マニュアルの中から、調停員が「すべきでないこと」に注目すると、そこには何が書かれているだろうか。多岐に及ぶ注意事項のうち、いくつかを列挙すれば以下ようになる（Umbreit 2001：25, 62-64）（Johnstone 2002：148）。

⁽¹¹⁾ このアプローチに対する基本的な疑問は、「これが有効なのは人間関係の緊密な共同体だけなのではないか」というものである（Braithwaite 1989：85）（Johnstone 2002：122）。また、恥づけというアイデアには強制的な文化的同調の方法として利用されてきた背景があるので反感を買いやすいのではないか、という見方もある（ibid.：127）。

⁽¹²⁾ 被害者・加害者調停協会 Victim Offender Mediation Association（=VOMA）およびミネソタ大学修復的司法・平和構築センター University of Minnesota's Center for Restorative Justice and Peacemaking。

⁽¹³⁾ たとえば（Bazemore and Umbreit 2001）にはVOMの参加者として「青少年のケースではしばしば両親」とされているが、その場合に場への参加と対話への関与を分けて認識する必要がある。

まず、「事実関係を立証させてはいけない」。調停についてよく理解していない被害者は加害者に対する尋問を始めるかもしれないが、その場合、調停を中断し、尋問は調停プロセスに含まれないことを説明しなければならない、とされる。細部の全てにわたって合意がない場合でさえ、問題状況を解決する糸口が見つかりうるのだ、と考えられている。また、「当事者に論争させてはならない」。論争は非生産的であり、たいていは尋問に行き着く。調停者は介入し、何が起きたのか、その影響は何か、という点に話題を戻すよう求める。当事者たちには、「(相手の) 不合意に合意する」必要があることを指摘すべきとされるのだ。かりに論争が収まらない場合、調停を中断し、別の機会を設ける(ないしは、調停そのものを継続する意志があるのかどうかを確認する)。かといって、調停員は「説教してはならない」。調停員は議論を促すためにそこに居合わせるのであり、「～すべき」といった威圧的な言葉を使ってはならない⁽¹⁴⁾。その他、頻繁に介入しないこと、沈黙をそのまま受け止めること、価値判断を喚起する言葉(例：赦しや和解など)を用いないこと、等が言及されている。

それでは、調停の手引には、当事者たちは何をしてもよい(語ってもよい)とされているのか。

まず第一に重要なことは、被害者の疑問に対する説明である。「なぜ彼(女)らの身に犯罪が降りかかったのか、なぜ加害者はそうしたのか」(ibid.: 66)。その過程で、被害者が(恐怖や怒りの)感情を表出する必要が生じるかもしれない。応報的司法においては、そうした感情表出は禁じられており、結果として被害者の癒しが遠のくばかりか、正義の実感がもてなくなる側面があるとされる(ibid.)。これを、被害者は感情表出を含めた発言権の行使を必要とする、と整理することもできる。この点については、FGC方式でも共通である。「泣いてもいいし、言葉で怒りを表現してもいいのだということを強調する。これにより加害者も犯罪の結果を知らされることになる」(コンセディーン・ボーエン 2001: 130)。そして重要な段階として、最後には当事者双方の合意のもとに解決策を決定することがあげられている(Johnstone 2002: 114)。調停員は解決案を提示したり誘導したりしてはならない。カリフォルニア州のある調停基礎研修⁽¹⁵⁾テキストには、こうした

⁽¹⁴⁾ これは対話のルールに関するものではなく、解決策の模索についての話である。

⁽¹⁵⁾ フレズノ・パシフィック大学平和構築・紛争研究センター Center for Peacemaking and Conflict Studies (Fresno Pacific University) で行われる Basic Institute in Conflict Management and Mediation。これは学生・市民・実務家向けに開講される1週間の短期基礎セミナーであり、これを受講することで何らかの資格が得られるわけではない。ただし、フレズノ市の修復的司法プログラムを指導する講師から基本的な留意点を繰り返し指示されるので、現場で採用される調停形式の基本と輪郭を把握することは可能であると思われる。

プロセスの全ての段階で、必ず当事者の口から承諾や宣言を引き出すようにと繰り返し指示されている (Claasen and Reimer 2004: 157)。何かのルールを調停員が読み上げただけで自動的に承諾が得られたと思ってはならない、というわけである。

この点を別の角度から表現すると、当事者はどの段階においても、承諾できなければいつでも参加を取りやめることができるということである (ibid.) (コンセディーン・ボーエン 2001: 132)。もちろん、加害者の側から修復的プログラムを中止させたりすれば、量刑に悪影響が及ぶかもしれないし、地域に復帰しにくくなるだろう。また、ある調停員は怒りを抑えることができずにプログラムを中止させた被害者を苦々しく想起してくれた⁽¹⁶⁾。これは、自発的参加という形式にはある種のプレッシャーも付随するということである。そして、自発的な参加、自発的な承認であることを繰り返し確認するステップと、その上で発言権の行使が積極的に保証されている場であることがうかがえるのである。これについて、とりわけVOM (VOR) 方式のプログラムは、(一定範囲内で) 積極的に自己を表現することを期待する、調停員による「他者の類別化」の上に成立するものであることが確認されるだろう。

3-3. 小括——告白装置と主体化

3-1 (スティグマ回避) と 3-2 (発言権の行使と感情表出) の着眼点を整理すると次のようになる。前者では、(人格ではなく行為に焦点をあてた一定範囲内の) 恥づけの後に、受容し、再統合する段階がくる。「加害者を引き上げる方向に転じ」、「場の雰囲気は否定的なものから肯定的なものへと転換されるのである」(Johnstone 2002: 116)。後者では、対話のプロセスは繰り返し確認される「自発的な」承認を通じて進行し、最終的には当事者間の言葉で解決策が提示・決定される。加害者が、「今後私はこのようにします」と宣言することでプロセスの幕が下りるのである。

このような語りの形式に関しては、宗教社会学的な研究蓄積を比較・参照できる。新宗教の信仰実践に関する記述や、ロバート・ベラーのセラピー文化論を見てみよう。「新宗教の多くは、信者に信仰体験を語ることを義務づけている。再生した自らの体験を、導き手、指導者、信仰仲間の前で、彼らに支えられ、励まされながら語る。語ること、聞くことが新たな癒しとなる。聞き従う宗教から私が語る宗教への変容である」(新屋 1995: 36)。「セラピー的理想世界とは、非人格的な官僚制的規則の保証のもとで、市場で自由な

⁽¹⁶⁾ 前出のVOMA (ミネアポリス市) に所属するベテラン調停員の話から (2004年8月)。

選択ができ、またオープンであるとともに密度の濃い対人関係のなかで感情移入的なコミュニケーションの機会が与えられるというものである」(ベラー 1991:163)。

また、ここに描かれているような語りの形式を条件づける、癒しや赦し、それらをもたらす相互理解といった理念の前提をなす主体観については、島藺進が指摘する「悪の不在」と「自己変容」というふたつの性格を読み取ることができるのではないかとも思われる。20世紀後半のアメリカ社会における精神世界を参照するキーワードとして、セラピーとともに取り上げられることの多いのが、ニューエイジ(島藺の用語では新霊性運動)と呼ばれる思考体系である。島藺は、その特徴を「自己の内部に生じる成長・完成を目指すタイプの自己実現」と「人間性に関する悪の根源的な不在イメージ」のセットで取り上げて論じている(島藺 2001:247-260)。

本稿では、以上のように把握される修復的司法プログラムの現場における種々のコントロールを「グループセッション的なコントロール」として整理する(ここでは、グループセッションという用語を、グループワーク、グループセラピー、集団療法、コミュニティミーティング等多様な呼称のもとで行われている各種の実践におけるコミュニケーション形式を参照するものとして使用し、特定のプログラムを指示するものではない)。告白や対話を含めた語りの形式や環境(前提含む)について、グループセッションの実践と相同性があると考えるのである⁽¹⁷⁾。そこでコントロールと呼ぶ内実については、3-1と3-2で示した(本節冒頭も参照)⁽¹⁸⁾。

ところで、ここまで見てきたコントロールと主体性に関する理解ということでは、ミシェル・フーコーがカトリック教会の告解をモデルに論じた「主体化をもたらす社会装置」との差異化を図っておく必要があるだろう。

告解モデルにおいては、「非公開の場所で」、「抽象的な存在(神)——実際の聞き手は守秘義務をもつ専門家だが——に向かって」告白する。そこでは「矛盾をはらんだ自己否定(制度的には罪とされるが、実質的には快楽であると自覚している)」が口にされる。告白行為は救済を目的とするが、それは「(制度的であると同時に内面的でもある)従

⁽¹⁷⁾ グループセッションの「発展」段階や場の性質との相同性については、(キッセン 1996:172-181)(近藤・鈴木 1999:144-150)(山口・中川 1992:412-414)を、修復的司法における調停員とグループセッションにおけるリーダー(ファシリテーター)との相同性については、(近藤・鈴木 1999:75)(山口・中川 1992:410)(ロジャーズ 1982:10)を、それぞれ参照。

⁽¹⁸⁾ これは、必ずしも多様な修復的司法プログラムの全体を覆うものであるとするわけではなく、また、いうまでもなく修復的司法は現行刑法との関わりから制度的に評価されるその他のコントロールを含むものである。にもかかわらず、ある種の制度やプロジェクトが新たな社会現象として生じてくるときには、その現場で交わされるコミュニケーションや人間関係の特質を把握しようとする視点も有益であるに違いない。

属＝主体化」を通じてである（フーコー 1986）。

他方、グループセッション・モデルにおいては、「半公開の場所で（ある約束事を共有しているメンバーの前で）」、「具体的な複数の人々の前で」語る。プロセスの流れとしては、自己開示・自己否定・受容体験・自己肯定ないし合意や宣言、というステップを踏む。こうした告白や対話は癒しと和解——人間関係や記憶の修復——を目標とするが、そこではトラウマ（恥を含む）の調整が重要視されている。「修復的司法は、被害者と加害者の双方を肯定する可能性をもっており、彼らの人生ストーリーを変容させる手助けをする」（ゼア 2003：5）、「被害者と加害者の両方を近付けさせると、彼らに、彼らの感情をさらけ出させることが出来る」（コンセディーン・ポーエン 2001：119）、とする支持者の意見を参照できる。

4 結びにかえて

前章で検討したコントロールの諸相を考慮することで、暫定的に手にすることのできる結論とは次のようなものである。修復的司法におけるコミュニケーションの形式が、現行の応報的・懲罰的司法における「攻撃的弁論」と対比されるとき、そこには「語って、聞かせて、聞かれて、変われ（癒されよ）」とする、対話・証言・告白をめぐる意味の体系が司法の分野において部分的に形成されつつあるのではないか。このような意味の体系がより一層の一般性を獲得するならば、「人は告白や証言を通じて根源的に変わりうる、そして社会は変容するアイデンティティを認めることができる」という判断形式が制度的コントロール⁽¹⁹⁾の様相を帯びてくるだろう。また、そのような意味の体系を支える条件として、「悪の不在」と「自己変容」というふたつの解釈を参照した。

この認識をより仮説命題的な表現におきかえれば、「刑罰コストの増加・公的予算の減少・個人的ニーズ充足への圧力・再犯防止の効率化、といった社会的要請ないし社会的条件が、人のアイデンティティは（根源的に）変化するという判断形式により説得力を与えるのではないか。その際に説得ツール・手段として潜在的な機能を果たすのがグループセッション的なコントロールである」、となる。この視点は、一方では「心の商品化」（小沢・中島 2004）、「社会の心理学化」（斎藤 2003）といった問題設定や被害者学の蓄積、他方では「過剰収容時代における行刑施設の民営化」に代表される同時代的な社会状況をつき合わせるなかで検証ないし反証していく必要があるだろう。

⁽¹⁹⁾ 制度的コントロールとは、人々に共通の意味世界を呼び起こすことで、各自の行為を一定のパターン化された集会的・組織的な社会生活に導くことを意味する（宝月 1998: 67）。

引用・参考文献

- 渥美東洋、2002、「リストラティブ・ジャスティスという考え方」、『現代刑事法』4巻8号、pp. 5-12.
- 新屋重彦、1995、「物語としての「ほんぶしん」の癒し」（新屋重彦ほか編『癒しと和解——現代におけるCAREの諸相』、ハーベスト社）、pp. 33-58.
- 太田達也、2000、「矯正における修復的司法の可能性と課題」、『罪と罰』38巻2号、pp. 22-43.
- 、2001、「ベルギーにおける修復的司法と矯正の取組み」（前・後）、『刑政』112巻8号（pp. 20-35）・9号（pp. 58-75）.
- 小沢牧子・中島浩壽、2004、「心を商品化する社会——「心のケア」の危うさを問う」、洋泉社.
- 河合幹雄、2004、「修復的司法——理想主義から法の揺らぎ」（和田仁孝ほか編『法社会学の可能性』、法律文化社）、pp. 319-333.
- キッセン、モートン（佐治守夫・都留春夫・小谷英文訳）、1996、『集団精神療法の理論——集団力学と精神分析学の統合』、誠信書房.
- コンセディーン、ジム・ボーエン、ヘレン（前野育三・高橋貞彦監訳）、2001、『修復的司法——現代的課題と実践』、関西学院大学出版会.
- 近藤喬一・鈴木純一編、1999、『集団精神療法ハンドブック』、金剛出版.
- 斎藤環、2003、『心理学化する社会——なぜ、トラウマと癒しが求められるのか』、PHP研究所.
- 島蘭進、1996、「新霊性運動・ニューエイジ・精神世界」（米山義男ほか編『新宗教時代5』、大蔵出版）、pp. 167-207.
- 、2001、『ポストモダンの新宗教——現代日本の精神状況の底流』、東京堂出版.
- ゼア、ハワード（西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳）、2003、『修復的司法とは何か——応報から関係修復へ』、新泉社.
- 染田恵、2003、「タイの修復的司法」、『罪と罰』41巻1号、pp. 56-63.
- 高橋則夫、2003、『修復的司法の探求』、成文堂.
- ハーマン、ジュディス、ルイス（中井久夫訳）1999、「心的外傷と回復（増補版）」、みすず書房.
- 平松毅、2003、『訴訟社会・囚人爆発と調停・修復的司法』、有斐閣.
- フーコー、ミシェル（渡辺守章訳）、1986、『性の歴史Ⅰ 知への意志』、新潮社.
- フィッツジェラルド、ロバート（原田隆之訳）、2001、「オーストラリアにおける修復的司法」、『刑政』112巻7号、pp. 34-48.
- ベラー、ロバート編（島蘭進・中村圭志訳）、1991、『心の習慣——アメリカ個人主義のゆくえ』、みすず書房.
- 宝月誠、1998、『社会生活のコントロール』、恒星社厚生閣.
- 、2004、『逸脱とコントロールの社会学——社会病理学を超えて』、有斐閣.
- 法務総合研究所編、2000、『法務総合研究所研究部報告9』、法務省法務総合研究所.
- 、2001、『平成13年度版 犯罪白書』、有斐閣.
- 細井洋子、2003、「アメリカ合衆国の修復的司法」、『罪と罰』41巻1号、pp. 49-55.
- 守山正、2002「リストラティブ・ジャスティスとコミュニティ・ポリシング——イギリスのテムズ・バリ——警察活動を中心に」、『現代刑事法』4巻8号、pp. 34-40.
- 山口隆・中川賢幸編、1992、『集団精神療法の進め方』、星和書店.
- ロジャーズ、カール（島瀬稔・島瀬直子訳）、1982、『エンカウンター・グループ——人間信頼の原点を求めて』、創元社.
- Bazemore, G. and Umbreit, M., 2001, "A Comparison of Four Restorative Conferencing Models," *Juvenile Justice Bulletin*, Feb., pp. 1-19.
- Braithwaite, J., 1989, *Crime, Shame and Reintegration*, Cambridge University Press.
- Claasen, R. and Reimer, D., 2004, *Basic Institute in Conflict Management and Mediation* (seminar textbook), Center for Peacemaking and Conflict Studies.

- Johnstone, G., 2002, *Restorative Justice: Ideas, Values, Debates*, Willian Publishing.
- Retzinger, S. and Scheff, T., 1996, "Strategy for Community Conferences: Emotions and Social Bond," in Galaway, B. and Hudson, J. (eds), *Restorative Justice: International Perspectives*, Criminal Justice Press, pp. 315-36.
- Strang, H. and Braithwaite, J. (eds.), 2001, *Restorative Justice and Civil Society*, Cambridge University Press.
- Umbreit, M. S., 2001, *The Handbook of Victim Offender Mediation: An Essential Guide to Practice and Research*, Jossey-Bass.
- Villa-Vicencio, C., 1999, "The Reek of Cruelty and the Quest for Healing: Where Retributive and Restorative Justice Meet," *Journal of Law and Religion*, Vol. XIV, No. 1.
- , 2000a, "Getting on with life: A move towards reconciliation," in Villa-Vicencio and Verwoerd, W. (eds.), *Looking Back Reaching Forward*, Zed Books.
- , 2000b, "On the Limitations of Academic History: The Quest for Truth Demands Both More and Less," in James, W. and Van de Vijver, L. (eds.), *After the TRC: Reflections on Truth and Reconciliation in South Africa*, David Philip Publishers.
- , 2002, "Reconciliation as Metaphor," in Holness, L. and Wustenburg, K. (eds), *Theology in dialogue: The impact of the Arts, Humanities & Science on Contemporary Religious Thought*, David Philip Publishers.
- , 2003, "Restorative Justice: Ambiguities and Limitations of a Theory," in Duxtader, E. and Villa-Vicencio, C. (eds.), *The Provocations of Amnesty: Mercy, Justice and Impunity*, David Philip Publishers.
- Weitekamp, E. G. M. and Kerner, H. (eds.), 2003, *Restorative Justice in Context: International Practice and Directions*, Willian Publishing.
- Young, R. and Gould, B., 1999, "Restorative Police Cautioning in Aylesbury—From Degrading to Reintegrative Shaming Ceremonies?," *Criminal Law Review*, Feb., pp. 126-38.
- Zehr, H., 2002, *The Little Book of Restorative Justice*, Good Books.

付記 本稿は平成16年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である

（あべ としひろ・日本学術振興会特別研究員）

Control in Restorative Justice

Toshihiro ABE

In recent years, a new way of dealing with criminality has emerged in criminal justice policy around the world. Restorative justice recognizes crime as a violation of a person by another person, and not just as a violation of a legal system. It may be expected to improve the relationship between offenders and victims through constructive dialogues. The present justice system may often be criticized in failing to match victims' needs and to prevent recidivism.

This paper seeks to analyze restorative justice sociologically, particularly on the dialogues among victims, offenders, mediators (facilitators) and others. In another words, my concern is to understand a mechanism of communication in restorative sessions through a sociological notion of 'control'.

Braithwaite's concept of 'reintegrative shaming' is usually cited to ground the legitimacy of restorative justice program. Shaming has normally recognized as a method of stigmatizing and exclusion. Although it is 'a dangerous game', he thinks we can control the restorative dialogue by using particular shaming in beneficial and reintegrative way. Shaming must be followed by acceptability and forgiveness. How to manage both shaming and accepting is seen as a crucial technique there.

On the other hand, mediators are required to know the psychological routes of restorative conferencing, especially in a type of Victim-Offender-Mediation (VOM) session. Mediators are not allowed to lead the conversation among stakeholders, but just to frame its rules, as well as to confirm the stakeholders' spontaneous agreements repeatedly to continue the process.

This paper analyzes those kinds of control in restorative programs as a group-session-like function. This kind of control has proximity to the practice of some new religious movements to some extent and Michel Foucault's argument on subjectivity through confession. However, some essential incompatibilities between Foucault's viewpoint on confession and the control in restorative justice dialogue are still confirmed.

A hypothesis which is set up through this paper's argument is the following: under social pressure to match victims' needs, to improve the recidivism rate and to reduce government budget on criminal justice policy, the way of communication control in restorative justice might be promoting a new system of meaning that requires changes in people's identities by speaking, listening, being listened and mutually understanding. And at the same time, the transformation of identities can be accepted socially by calling for that kind of control.